

行為の近隣周知報告書

令和 年 月 日

倉敷市長 あて

(自署または記名・押印)

報告者 住 所
フリ ガナ
氏 名
電話番号

印

倉敷市都市景観条例（平成21年倉敷市条例第40号）第29条の2の規定に基づき、行為の場所の周辺に居住する者その他関係者に対し、行為の内容を周知するとともに、その意見を聴取したので、次のとおり報告します。

記

1. 行為の概要

行 為 の 場 所	倉敷市
行 為 の 種 別	建築物
行 為 の 区 分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転
敷 地 面 積	
建 物 用 途	
構 造・規 模	
延 べ 床 面 積	
建 物 高 さ	
設 計 者	
施 工 者	未定の場合：「未定」と記入
工事予定期間	令和〇〇年〇〇月頃 ～ 令和〇〇年〇〇月頃

2. 近隣周知方法

- ☐住民説明会 (実施日 令和 年 月 日 出席者総数 名の内、意見総数 件)
- ☐個 別 訪 問 (訪問日 令和 年 月 日 訪問総数 名の内、意見総数 件)
- ☐その他 ()

3. 近隣周知先 (/)

【説明会用】

[illegible]

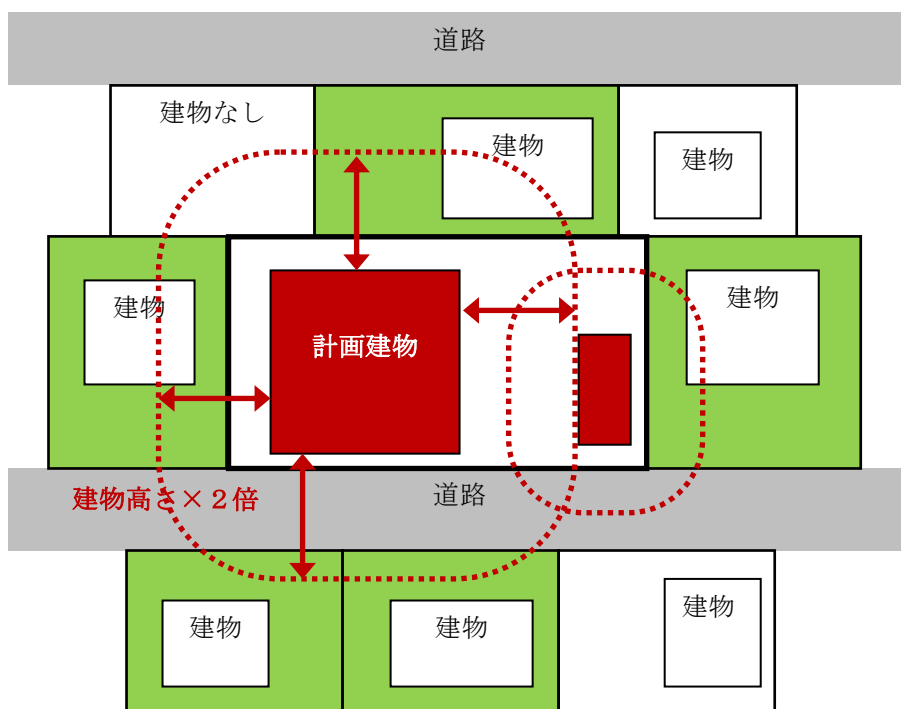
※【近隣周知の方法について】

- (1) 近隣周知の方法は、説明会を実施することを原則とします。敷地周囲に居住する者が少数である場合に限り、個別訪問を認めます。なお、近隣周知は必ず対面にて行うようにしてください。
- (2) 説明会を実施した場合は、説明会を実施したことが分かる写真を添付してください。
- (3) 個別訪問を実施した場合は、市が訪問の事実を確認する場合があります。

【近隣周知の範囲について】

- (1) 敷地内計画建物の「最高高さ×2倍」が近隣周知の最小範囲となります。
- (2) 最新の住宅地図に計画建物と周知の範囲を「朱書き」して提出してください。
- (3) 計画建物が複数の場合、それぞれの最高高さから近隣周知の範囲を決定してください。
- (4) 近隣周知の範囲に敷地が入る場合の「敷地の所有者・管理者又は居住者」には、周知が必要となります。
- (5) 敷地に建物がなく、管理者が不明の場合は、周知の必要はありません。

【例】



【提出書類チェックリスト】

- ☐ 行為の近隣周知報告書（様式第10－1号）
- ☐ 近隣周知の範囲図（周知範囲を朱書き記入のこと）
- ☐ 行為に関する意見書（様式第10－2号）
- ☐ 説明会実施状況写真（任意様式）